

半田市議会議員及び半田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年九月十六日

半田市長 久世孝宏

半田市条例第二十四号

半田市議会議員及び半田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例等の一部を改正する条例

（半田市議会議員及び半田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正）

第一条 半田市議会議員及び半田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成六年半田市条例第二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「五百四十一円三十一銭」を「五百八十六円八十八銭」に改める。

（半田市議会議員及び半田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正）

第二条 半田市議会議員及び半田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成三十年半田市条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「七円七十三銭」を「八円三十八銭」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。